

【事例3】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース

私は、平成29年中に次の上場株式を、U証券北口支店への売委託により売却しました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	委託手数料	売却金額
F 設備	平成15年4月11日	1,000株	3,300,000円	平成29年3月17日	37,000円	3,700,000円
G 出版	平成15年7月10日	1,000株	2,500,000円	平成29年5月12日	13,000円	1,300,000円
H 食品	平成15年12月18日	1,000株	1,400,000円	平成29年11月10日	7,000円	700,000円

また、この他に次の非上場株式を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
I 建材	平成13年4月5日	10,000株	500,000円	平成29年9月6日	700,000円

私は、これらの収入以外に公的年金（収入金額2,499,600円）があります。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、②面から転記してください。
※ 上場株式等の相対取引がある場合の記載方法については、①面の(注)をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を②面から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を②面から転記してください。
なお、取得費についての詳しいことは、49ページから50ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った委託手数料を②面から転記してください。

②面の「【参考】特定口座以外で譲渡した株式等の明細」欄の書き方は5ページを参照してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

平成29年分

住所：C市△△町3-16-4
フリガナ：カナザワ ジョウ 金沢 二郎
電話：xxx-△△△-0000
職業：無職
関与税理士名：()

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額	700,000	5,700,000
取得費	500,000	7,200,000
譲渡のための委託手数料		57,000
小計(①-②-③)	700,000	5,700,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1)		
差引金額(③-④-⑤)	200,000	△1,557,000
所得金額(⑥-⑦)	200,000	△1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越控除後の所得金額(※4)	200,000	

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）がある場合の「上場株式等」の①から③までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の③欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の③欄に0を記載します。

上場株式等の①欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

【事例3】の解説

○ あなたがお売りになった株式のうち、F 設備、G 出版、H 食品の株式は「上場株式等」に該当します。また、上場していないI 建材の株式については、「一般株式等」に該当します。

これらの株式の売却による譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、次のとおりとなります（一般株式等の譲渡損益と上場株式等の譲渡損益の通算はできません（51ページ参照））。

	収入金額	必要経費等	差引金額	
(一般株式等)	700,000円	- 500,000円	= 200,000円	損益の通算は不可
(上場株式等)	5,700,000円	- 7,257,000円	= △1,557,000円	

○ 上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。）は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

○ 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、20ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

この付表は、①平成29年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成29年分の特例課税配当所得等金額から控除する方及びその控除後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方、②前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成29年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する方、又は③前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方が作成します。

確定申告書付表(1面上部)

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表

住所：C市△△町3-16-4
フリガナ：カナザワ ジョウ 金沢 二郎

確定申告書付表(1面上部)

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の「上場株式等」)	①	1,557,000
上場株式等に係る譲渡損失の金額(※)(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の②欄の「上場株式等」)	②	1,557,000
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額(①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	1,557,000

確定申告書付表(1面下部)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④)	⑤	1,557,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③)	⑥	

確定申告書付表(2面上部)

損失の金額	譲渡損失の金額(※1)	繰越損失の金額
本年の3年前分(平成27年分)	0	0
本年の2年前分(平成28年分)	0	0
本年分(平成29年分)	1,557,000	0
合計	1,557,000	0

次の事項を、左の記載例を参照して書いてください。
① 申告年分（「平成__年分」の空欄に「29」と書きます。）
② 住所（事業所などを含みます。）、氏名

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けずに書いてください。

平成29年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。
※ 上場株式等の相対取引がある場合の記載方法については、①面の1(1)※をご覧ください。

この事例の場合、③欄の金額(1,557,000円)を⑤欄へ、⑤欄の金額を①欄へ転記します。①欄の金額(1,557,000円)が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この欄は、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に書き入るので、この事例では記入の必要はありません。